

都市計画手続きに関する千葉市決裁規程共通専決事項
及び千葉市公文書管理規則保存期間の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号。以下、「決裁規程」という。）別表第1共通専決事項第1項一般的事項に規定する専決事項及び千葉市公文書管理規則（平成12年千葉市規則第93号。以下、「管理規則」という。）別表に規定する保存期間について、都市計画課が所掌する事務のうち都市計画決定の手続きに関すること及び都市計画審議会に関することについて取扱いを別表のとおり定める。
- 2 都市計画手続きに関して別表に定めのない事項の専決者及び保存期間については、別表を参考とし、決裁規程及び管理規則に従って適切に定める。
- 3 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。
- 4 この要領の規定は、管理規則第7条第1項の規定により、別表に定める期間以上の期間を保存するものとし、それ以上保存することを妨げない。
- 5 決裁を受けるべき事項が他の局、部、課等に関連するものである場合は合議を受ける必要があるが、都市計画手続きを進めるうえで関連する局、部、課等と事前に協議、調整を行っている場合は、合議は不要とする。ただし、関連局部課長が合議を求める場合は、この限りでない。
- 6 決裁規程又は管理規定が改正され別表と不整合が生じた場合は、改正後の決裁規程又は管理規定に従って適切に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別表

専決すべき事項	専決者	専決事項1に 定める専決事項	保存年数	公文書の区分	備 考
手続きの開始（他課 発意の事案）	課長	（1 3）	3	2 照会、回答、通知、依頼、報告、申請等 に関するもの（軽易なものを除く。）	
千葉県事前協議書の 提出	局長	（1 3）	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの （1 事務事業の基本的方針の策定に関する もの に準ずる）	
国への事前協議の提 出	部長	（1 3）	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの （1 事務事業の基本的方針の策定に関する もの に準ずる）	
都市計画説明会（素 案説明会）の開催	課長	（1）	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの （1 事務事業の基本的方針の策定に関する もの に準ずる）	
原案・素案縦覧	部長	（2）	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの （1 事務事業の基本的方針の策定に関する もの に準ずる）	
案縦覧	部長	（2）	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの （1 事務事業の基本的方針の策定に関する もの に準ずる）	
公聴会の開催・中止 （告示）	部長	（2）	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの （1 事務事業の基本的方針の策定に関する もの に準ずる）	

都市計画審議会開催通知	課長	(13)	3	2 照会、回答、通知、依頼、報告、申請等に関するもの(軽易なものを除く。)	
都市計画審議会への付議等	部長	(1)	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 事務事業の基本的方針の策定に関するものに準ずる)	
都市計画審議会議案の送付	課長	(13)	10	5 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 重要な事務事業の計画の策定に関するものに準ずる)	
審議会開催の記者発表	部長	(20)	3	6 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 告示、公告等に関するもの(内容の重要度が条例及び規則に準ずるものを除く)に準ずる)	
「意見書の要旨と市の考え方」の審議会への提出	部長	(13)	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 事務事業の基本的方針の策定に関するもの)	
都市計画審議会の答申(収受・供覧)	課長	—	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 事務事業の基本的方針の策定に関するもの)	審議会より答申を受けたら、都市計画課長を含め課内の関係者に供覧する。
審議会会議結果報告	課長	(13)	1	1 軽微な照会、回答、通知、依頼、報告、申請等に関するもの	
都市計画審議会の議事録の作成手続き・送付	課長	(13)	1	5 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 重要な事務事業の計画の策定に関するもの)	

千葉県との法定協議	部長	(13)	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 事務事業の基本的方針の策定に関するもの)	
国との法定協議	部長	(13)	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの (1 事務事業の基本的方針の策定に関するもの)	
公告（都市計画決定・変更）	部長 (局長)	(2)	30	15 前各項に掲げるものに準ずるもの (8 告示、公告等に関するもので内容の重要度が条例及び規則に準ずるものに準ずる)	千葉県都市計画公聴会等運営要綱第2条第1項の規定により、公聴会を開催する場合は局長決裁とする。
都市計画決定後の関係課への通知	課長	(13)	3	2 照会、回答、通知、依頼、報告、申請等に関するもの(軽易なものを除く。)	
各種手続きに関わるHP更新	課長	(13)	1	1 軽微な照会、回答、通知、依頼、報告、申請等に関するもの	